住宅宿泊管理業者 各位

近畿地方整備局建政部建設産業第二課

#### 新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について (追加依頼 4通目)

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

国内における新たな患者発生を予防するなどの必要があるため、住宅宿泊事業者との管理受託 契約をしている住宅宿泊管理業者におかれましては、先般の協力依頼と併せて下記について御対 応いただきますようお願いします。

記

- 1. 厚生労働省の通知【別紙1】の内容を参照し、同様の対応を取ること。
  - ※ただし、【参考資料】記1(2)の旅館業法第6条に基づく宿泊者名簿は、住宅宿泊事業法第8条により備え付けが求められる宿泊者名簿とする。また、【参考資料】記1(6)の記載があるが、住宅宿泊事業法の届出住宅においては、旅館業法第5条のような宿泊をさせる義務は規定されていない。
- 2. 住宅宿泊事業者にも同様の通知【別紙2】がされているため、その内容について適切に住宅宿泊事業者との情報共有を図ること。
- 3. 厚生労働大臣が、「新型コロナウイルスを防ぐには」【別紙3】を発表し、国民に「咳エチケット」や「発熱等の風邪の症状がみられるときは、学校や会社を休む」等を呼びかけているため、内容を参照した上で従業員等に共有し、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めること。
- 4. 再委託を行っている場合、再委託先にもこの通知の内容について周知をすること。

#### (参考)

〇内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルス感染症の対応について)

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\_coronavirus.html

【住宅宿泊管理業に関すること】 近畿地方整備局 建政部 建設産業第二課 住宅宿泊管理業係 TEL 06-6942-1141 (内線6662)

事 務 連 絡 令和2年2月14日

都 道 府 県 各 保健所設置市 衛生主管部局 御中 特 別 区

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

標記について、令和2年2月5日付け健感発0205第1号・薬生衛発0205第1号厚生労働省健康局結核感染症課長及び医薬・生活衛生局生活衛生課長通知(以下「通知」という。)によりご対応いただいているところであるが、今般の諸外国での感染者の発生状況等に鑑み、新型コロナウイルス感染症の流行地域について下記のとおり変更することとしたので、御了知の上、関係者への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

引き続き、感染症対策担当部局と連携し、宿泊施設に必要な情報が提供されるよう 努められたい。

なお、令和2年2月13日当課事務連絡は廃止する。

記

- 1 通知の「1 営業者が日頃留意すべき事項」の(6)中「中華人民共和国湖北省」 を「中華人民共和国湖北省又は浙江省」とする。
- 2 通知の「2 新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合」 の(1)中「中華人民共和国湖北省」を「中華人民共和国湖北省又は浙江省」とする。

事 務 連 絡 令和2年2月17日

各 保健所設置市 住宅宿泊事業主管部局 御中 特 別 区

観光庁観光産業課長

住宅宿泊事業法の届出住宅における新型コロナウイルス感染症への対応について

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症の対応については、厚生労働省から、都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部(局)長宛に「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について(通知)」(令和2年2月5日付け健感発0205第1号・薬生衛発0205第1号、厚生労働省健康局結核感染症課長及び医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)が通知されましたが、今般の諸外国での感染者の発生状況等に鑑み、その一部を変更する事務連絡が厚生労働省より通知されているところです。

住宅宿泊事業法の届出住宅における新型コロナウイルス感染症への対応についても、当該事務連絡の内容と同様の対応を取ることが望ましい(※)と考えるため、貴管内の住宅宿泊事業者に対し、当該事務連絡の内容を周知いただきますようお願い申し上げます。

※ただし、住宅宿泊事業法の届出住宅については、旅館業法第5条のような宿泊を させる義務は規定されていない。

# 新型コロナウイルスを防ぐには

# 新型コロナウイルス感染症とは

せき

ウイルス性の風邪の一種です。**発熱やのどの痛み、咳が長引くこと(1週間前後)が多く、強いだるさ(倦怠感)を訴える方が多いことが特徴**です。 感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日(多くは5日から6日)といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染

感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。 特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

### 日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触った ものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能 性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、 より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

# こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている (解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

### ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、 専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介しています。 マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。 詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

# -般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについて は、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>		

健感発0205第1号 薬生衛発0205第1号 令和2年2月5日

厚生労働省健康局結核感染症課長 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長 (公印省略)

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。)については、海外における新型コロナウイルス感染症の発生状況等に鑑み、令和2年1月28日に「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」(令和2年政令第11号)が公布され、令和2年1月31日に公布された「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令」(令和2年政令第22号)により、令和2年2月1日から施行されたところである。

今般、旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応についての留意事項を下記のとおりまとめたので、御了知の上、関係者への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。また、宿泊施設に対し、保健所による感染経路の状況把握等に対応するために宿泊者名簿を備え付けるよう、改めて指導願いたい。

さらに、衛生部局及び保健所においても宿泊施設に十分な情報の提供に努められたい。

記

#### 1 営業者が日頃留意すべき事項

- (1) 保健所等の関係機関と十分連携し、新型コロナウイルス感染症に関する情報 収集に努めるとともに、緊急の場合に宿泊者等が受診するための医療機関を把握しておくこと。
- (2) 感染経路の把握に必要な場合があるため、旅館業法(昭和23年法律第138号)第6条に基づく宿泊者名簿への正確な記載を励行し、宿泊者の状況把握に努めること。
- (3) 宿泊者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行うととも

に、発熱など体調に異変が生じた場合は必ず宿泊施設側に申し出るよう伝える こと。

宿泊者から申し出があった場合、当該宿泊者が下記 2(1)に該当しない場合は、マスクを着用するなどし、事前に医療機関へ連絡した上で受診するよう勧めること。

- (4) 宿泊者から体温計の貸出を求められた際は衛生的管理に留意の上で貸与するなど、宿泊者の健康管理に積極的に協力すること。
- (5) 日頃から、従業員の健康管理、施設の環境衛生管理の徹底を図ること。
- (6) 中華人民共和国湖北省に滞在していたことのみを理由として宿泊を拒むことはできないこと。
- 2 新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合
  - (1) 宿泊者から、発熱など体調に異変が生じており、かつ、中華人民共和国湖北省から帰国・入国した又はこれらの者と接触した旨の申し出があった場合は、宿泊者の同意を得た上で、速やかに保健所(帰国者・接触者相談センター)へ連絡し、その指示に従うこと。
  - (2) 感染が疑われる宿泊者に対し、感染拡大の予防の必要性を十分説明の上、レストラン等の利用を控え、他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼すること。同室者がいれば他室への移動と待機を依頼すること。

また、飛沫の飛散を防止するため、感染が疑われる宿泊者及び同室していた者 には、マスク着用を求めること。

- (3) 感染が疑われる宿泊者に対応する従業員の数を極力制限し、原則として、部門長などの責任者が対応すること。感染が疑われる宿泊者に接触する場合は、マスク及び使い捨て手袋を着用し、感染が疑われる宿泊者から離れた場合は、手洗い及びうがいを確実に行うこと。使用後のマスク及び手袋はビニール袋で密閉し、焼却する等適正な方法で廃棄すること。
- (4) 保健所から求めがあった場合は、保健所が行う、宿泊者名簿による当該宿泊者の宿泊期間中における接触者の状況等の調査に協力すること。
- (5) 施設の消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染が疑われる宿泊者が利用した区域(客室、レストラン、エレベータ、廊下等)のうち手指が頻回に接触する箇所(ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等)を中心に、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」(厚生労働省健康局結核感染症課)、「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス(2015 年 6 月 25 日版)」(一般社団法人日本環境感染学会)を参考に実施すること。

また、シーツ等のリネン類の洗濯に当たっては、医療リネンに準じて扱い、 「病院、診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日付け指第14号厚生 省健康政策局指導課長通知)を参考に実施すること。

3 感染が疑われる宿泊者に接触対応した場合等の従業員の対策 従業員から、本人又は家族に新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状の 申し出があった場合や、感染が疑われる宿泊者に接触した可能性があり発熱な ど体調に異変が生じた旨の申し出があった場合、使用者は、保健所(帰国者・接触者相談センター)に連絡させ、その指示に従わせること。

#### (参考情報)

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ (新型コロナウイルス感染症の対応について) http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\_coronavirus.html

○厚生労働省ホームページ

(中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\_00001.html

○厚生労働省検疫所ホームページ (海外感染症発生情報)

https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html

○医療機能情報提供制度(医療情報ネット)について
<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/iryou/teikyouseido/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/iryou/teikyouseido/index.html</a>

- ○「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05774.html
- ○「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」(厚生労働省健康局結核感染症課) https://www.mhlw.go.jp/content/000548441.pdf#search=%27%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87%E 6%B3%95%E3%81%AB%E5%9F%BA%E3%81%A5%E3%81%8F%E6%B6%88%E6%AF%92%E3%83%BB%E6%BB%85%E8%8 F%8C%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D+%E5%B9%B3%E6%88%9030%E5%B9%B4%27
- ○「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス (2015 年 6 月 25 日版)」(一般社団法人日本環境感 染学会)

http://www.kankyokansen.org/modules/iinkai/index.php?content\_id=11

○「病院、診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局 指導課長通知)

https://www.mhlw.go.jp/web/t\_doc?dataId=00ta6374&dataType=1&pageNo=1